

諮問番号：個人情報保護諮問第7号

答申番号：川情審査個情答申第6号

答 申

第1 審査会の結論

川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、不開示部分㊸を除き妥当である。

不開示部分㊸は請求者の本人情報であり開示すべきである。また、不開示部分㊹及び㊺は、不存在であることを確認する。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、平成30年8月6日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成30年9月14日、部分開示決定（本件処分）を行った（なお、対象文書44枚には、不開示部分を特定するための、技術上の措置として、手書によるページ数、不開示部分の特定番号が付されており、本答申でも、このページ数及び特定番号を使用する）。不開示部分及び理由は以下のとおりである。

1 ページ

（公開しない部分）

①、②

（公開しない理由）

①、②

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

2 ページ

（公開しない部分）

③

(公開しない理由)

③

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 ページ

(公開しない部分)

④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬

(公開しない理由)

④、⑥、⑬

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

⑤、⑦

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

⑧、⑨、⑪、⑫

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

⑩

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

4 ページ

(公開しない部分)

⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑

(公開しない理由)

⑭、⑲

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそ

れがあるため。

⑮、⑰、⑱、㉓、㉔

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

⑯

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

5 ページ

(公開しない部分)

22、23、24、25

(公開しない理由)

22、23、25

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

24

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

6 ページ

(公開しない部分)

26、27、28、29、30、31、32、33、34

(公開しない理由)

26、32、34

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

27、33

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

28、29、30、31

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

7 ページ

(公開しない部分)

35、36、37、38、39

(公開しない理由)

35、37、39

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

36、38

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

8 ページ

(公開しない部分)

40、41、42、43

(公開しない理由)

40、42

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

41、43

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

9 ページ

(公開しない部分)

44、45、46、47、48

(公開しない理由)

44

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個

人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

45、47

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

46

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

48

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

10ページ

(公開しない部分)

49、50、51、52

(公開しない理由)

49、51

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

50

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

52

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

11ページ

(公開しない部分)

53、54、55、56

(公開しない理由)

53、54、55

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

56

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

12ページ

(公開しない部分)

57、58

(公開しない理由)

57

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

58

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

13ページ

(公開しない部分)

59

(公開しない理由)

59

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

14ページ

(公開しない部分)

60、61、62

(公開しない理由)

60、61

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

62

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

15 ページ

(公開しない部分)

63、64、65、66、67

(公開しない理由)

63、65

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

64、66

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

67

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

16 ページ

(公開しない部分)

68、69

(公開しない理由)

68

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそ

れがあるため。

69

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

17 ページ

(公開しない部分)

70、71

(公開しない理由)

70

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

71

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

18 ページ

(公開しない部分)

72、73、74、75、76

(公開しない理由)

72、75、76

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

73、74

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

19 ページ

(公開しない部分)

77

(公開しない理由)

77

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

20ページ

(公開しない部分)

78

(公開しない理由)

78

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

21ページ

(公開しない部分)

79、80、81

(公開しない理由)

79

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

80

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

81

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

22ページ

(公開しない部分)

82

(公開しない理由)

82

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

23 ページ

(公開しない部分)

83、84、85

(公開しない理由)

83

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

84

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

85

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

24 ページ

(公開しない部分)

86

(公開しない理由)

86

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

25 ページ

(公開しない部分)

88

(公開しない理由)

88

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

26 ページ

(公開しない部分)

89

(公開しない理由)

89

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

27 ページ

(公開しない部分)

90

(公開しない理由)

90

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

28 ページ

(公開しない部分)

91

(公開しない理由)

91

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

29 ページ

(公開しない部分)

92、93

(公開しない理由)

92

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

93

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

30 ページ

(公開しない部分)

94、95

(公開しない理由)

94、95

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

31 ページ

(公開しない部分)

96

(公開しない理由)

96

条例第16条第6号に該当し、他関係機関の対応情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

32 ページ

(公開しない部分)

97

(公開しない理由)

97

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 3 ページ

(公開しない部分)

98

(公開しない理由)

98

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 4 ページ

(公開しない部分)

99、100、101、102

(公開しない理由)

99

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

100

条例第16条第4号に該当し、未成熟な情報が含まれる保有個人情報が開示することにより、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

101、102

条例第16条第7号に該当し、他関係機関との相談に関する情報であって、開示することにより、協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため。

3 5 ページ

(公開しない部分)

103

(公開しない理由)

103

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

3 6 ページ

(公開しない部分)

104

(公開しない理由)

104

条例第16条第5号に該当し、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため。

38ページ

(公開しない部分)

105

(公開しない理由)

105

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

39ページ

(公開しない部分)

106

(公開しない理由)

106

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

40ページ

(公開しない部分)

107

(公開しない理由)

107

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

41ページ

(公開しない部分)

108

(公開しない理由)

108

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

42ページ

(公開しない部分)

109、110

(公開しない理由)

109

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

110

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

43ページ

(公開しない部分)

111

(公開しない理由)

111

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

44ページ

(公開しない部分)

112

(公開しない理由)

112

条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外に関する情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

3 請求人は、平成30年9月19日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。

4 実施機関は、平成30年10月5日、条例第30条の規定により、当審査会に諮問した。

5 なお、実施機関は令和元年5月14日、以下の不開示部分につき、不開示理由の変更を申出た。

⑫につき、条例第16条第6号該当から第5号該当へ変更

⑩、48、50、62、73、74、81、82、85、93、101につき、条例第16条第7号該当から第5号該当へ変更

それに伴い、当審査会より審査請求人に対し、令和元年5月17日及び6月6日に当該不開示理由の変更に対する反論の機会を付与したが、反論書の提出はなされなかった。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

あまりにも不開示部分が多く、文書の内容が全くわからず、不開示理由についても説明不足で納得がいかないことから、自分に関する情報が実際にどのような形で記録されているかを確認したいので開示請求書に記載した文書の黒塗りの不開示部分全ての開示を求めた。

2 実施機関の弁明

保有個人情報部分開示決定について、非開示とした部分は、川口市個人情報保護条例上、非開示に相当するものと判断し非開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年10月5日	諮問書の受理
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月15日	請求人及び補佐人による口頭意見陳述、 審議
平成31年1月31日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	実施機関からの意見聴取、審議
令和元年6月4日	審議

令和元年7月19日 審議

令和元年8月22日 審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 ページ①及び②は条例第16条第5号に該当する。

2 ページ③は条例第16条第5号に該当する。

3 ページ④、⑥及び⑬は条例第16条第3号に該当する。⑤及び⑦は条例第16条第5号に該当する。⑧、⑨、及び⑩は条例第16条第6号に該当する。

4 ページ⑭及び⑲は条例第16条第6号に該当する。⑮、⑰、⑱、⑳及び㉑は条例第16条第5号に該当する。⑯は条例第16条第3号に該当する。

5 ページ㉒、㉓及び㉕は条例第16条第5号に該当する。㉔は条例第16条第6号に該当する。

6 ページ㉖、㉗及び㉙は条例第16条第5号に該当する。㉘及び㉚は条例第16条第6号に該当する。㉛、㉜、及び㉝は条例第16条第3号に該当する。㉞は不存在であることが確認された。

7 ページ㉟、㊱及び㊳は条例第16条第5号に該当する。㊲及び㊴は条例第16条第6号に該当する。

8 ページ㊵及び㊷は条例第16条第5号に該当する。㊶及び㊸は条例第16条第6号に該当する。

9 ページ㊹は条例第16条第4号に該当する。㊺及び㊻は条例第16条第5号に該当する。㊼は条例第16条第6号に該当する。

10 ページ㊽及び㊿は条例第16条第5号に該当する。㊾は条例第16条第6号に該当する。

11 ページ㊿、㊿及び㊿は条例第16条第6号に該当する。㊿は条例第16条第5号に該当する。

12 ページ㊿は条例第16条第5号に該当する。㊿は条例第16条第6号に該当する。

13 ページ㊿は条例第16条第5号に該当する。

- 14 ページ⑥⑦及び⑧は条例第16条第6号に該当する。
- 15 ページ⑨及び⑩は条例第16条第3号に該当する。⑪及び⑫は条例第16条第5号に該当する。⑬は条例第16条第6号に該当する。
- 16 ページ⑭は条例第16条第6号に該当する。⑮は条例第16条第5号に該当する。
- 17 ページ⑯は条例第16条第5号に該当する。⑰は条例第16条第6号に該当する。
- 18 ページ⑱、⑲及び⑳は条例第16条第5号に該当する。
- 19 ページ㉑は条例第16条第5号に該当する。
- 20 ページ㉒は条例第16条第5号に該当する。
- 21 ページ㉓は条例第16条第4号に該当する。㉔は条例第16条第6号に該当する。
- 23 ページ㉕は条例第16条第3号に該当する。㉖は条例第16条第6号に該当する。
- 24 ページ㉗は条例第16条第5号に該当する。
- 25 ページ㉘は条例第16条第6号に該当する。なお、㉙は存在せず、実施機関による数字の誤記が生じていることを認定する。
- 26 ページ㉚は条例第16条第5号に該当する。
- 27 ページ㉛は条例第16条第5号に該当する。
- 28 ページ㉜は条例第16条第5号に該当する。
- 29 ページ㉝は条例第16条第6号に該当する。
- 30 ページ㉞及び㉟は条例第16条第6号に該当する。
- 31 ページ㊱は条例第16条第6号に該当する。
- 32 ページ㊲は条例第16条第5号に該当する。
- 33 ページ㊳は条例第16条第5号に該当する。
- 34 ページ㊴は条例第16条第5号に該当する。㊵は条例第16条第4号に該当する。㊶は条例第16条第7号に該当する。
- 35 ページ㊷は条例第16条第5号に該当する。
- 36 ページ㊸は条例第16条第5号に該当する。
- 38 ページ㊹は条例第16条第3号に該当する。

39 ページ⑩は条例第16条第3号に該当する。

40 ページ⑪は条例第16条第3号に該当する。

41 ページ⑫は条例第16条第3号に該当する。

42 ページ⑬は条例第16条第3号に該当する。⑬については、実施機関は開示請求者以外に関する情報とするが、開示請求者の情報と推認されるので、第3号による不開示情報とはならないので開示すべきである。

43 ページ⑭は条例第16条第3号に該当する。

44 ページ⑮は条例第16条第3号に該当する。

3 ページ⑯は、条例第16条第6号には該当しないが、条例第16条第5号に該当する。

3 ページ⑩、9 ページ⑳、10 ページ㉑、14 ページ㉒、18 ページ㉓及び㉔、21 ページ㉕、22 ページ㉖、23 ページ㉗、29 ページ㉘、34 ページ㉙は条例第16条第7号には該当しないが、条例第16条第5号に該当する。

以上のように、実施機関の行った部分開示決定（本件処分）は不開示部分㉚を除き妥当である。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊